

平成29年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートB(会派担当者用)

会派等名 【 政友会 】

上半期分 ・ 下半期分

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考
11	条例		3月9日	書類保存用コピーは公開用PDFデータを保存することで対応する			
14	施行規則		3月9日	領収証等原本の会派への返却			
15	施行規則		3月9日	受理審査後にPDF化作業			
16	運用基準	調査研究費	3月9日	京丹後市旅費条例に準じて算定した結果、請求書の記載金額と比較し、実績は算定金額を下回ると認められる	説明確認	0 円	※1
18	運用基準	調査研究費	3月9日	宿泊費のうち実費@11,280円は旅費条例で定める額の上限を超えている	積算訂正	△ 5,920 円	
73	運用基準	研修費	3月9日	京丹後市旅費条例に準じて算定した結果、請求書の記載金額と比較し、実績は算定金額を下回ると認められる	説明確認	0 円	※2

(※1) 旅費の経費について(旅行期日 平成29年10月29日から10月31日)  
 旅費条例第7条では、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、当該旅行区間に通常の経路及び方法が1つしかない場合はその経路、2つ以上ある場合はそのうち最も安い経路により計算するとされている。ただし、経路は宿泊料などを含めた旅費総額を考慮するとされている。  
 上記を踏まえて実績行程を見ると、10月29日の行程は鉄道、バスを乗り継ぐ、航空機からバスを乗り継ぐ等複数の経路が考えられるものの、京丹後市から視察時刻の午前9時に福岡市の視察先に到達する手段は、実績のとおり前泊として福岡市内入りするしか方法がなく、また、その経費についても実績額一人あたり30,500円は早期に予約することで通常の航空運賃よりも安価であることから、実績どおりの額の算入を可と判断する。

(※2) 旅費の経費について(旅行期日 平成29年11月30日から12月1日)  
 旅費条例第7条では、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、当該旅行区間に通常の経路及び方法が1つしかない場合はその経路、2つ以上ある場合はそのうち最も安い経路により計算するとされている。ただし、経路は宿泊料などを含めた旅費総額を考慮するとされている。  
 上記を踏まえて実績行程を見ると会場の東京までの行程は鉄道、バス、航空機等複数の経路が考えられるものの、実績額を単価として計算すると、14,070円となり、通常の鉄道や航空機利用による経路よりも安価であることから、実績どおりの額の算入を可と判断する。

訂正合計	3 箇所	△ 5,920 円
訂正項目別内訳		
【調査研究費】	2 箇所	△ 5,920 円
【研修費】	1 箇所	0 円
【広報費】	0 箇所	0 円
【広聴費】	0 箇所	0 円
【要請・陳情費】	0 箇所	0 円